

令和 7 年 3 月 1 4 日

厚生委員会資料

こども家庭部

目 次

【報告事項】

富山市こども計画について 1 頁

富山市子ども計画について

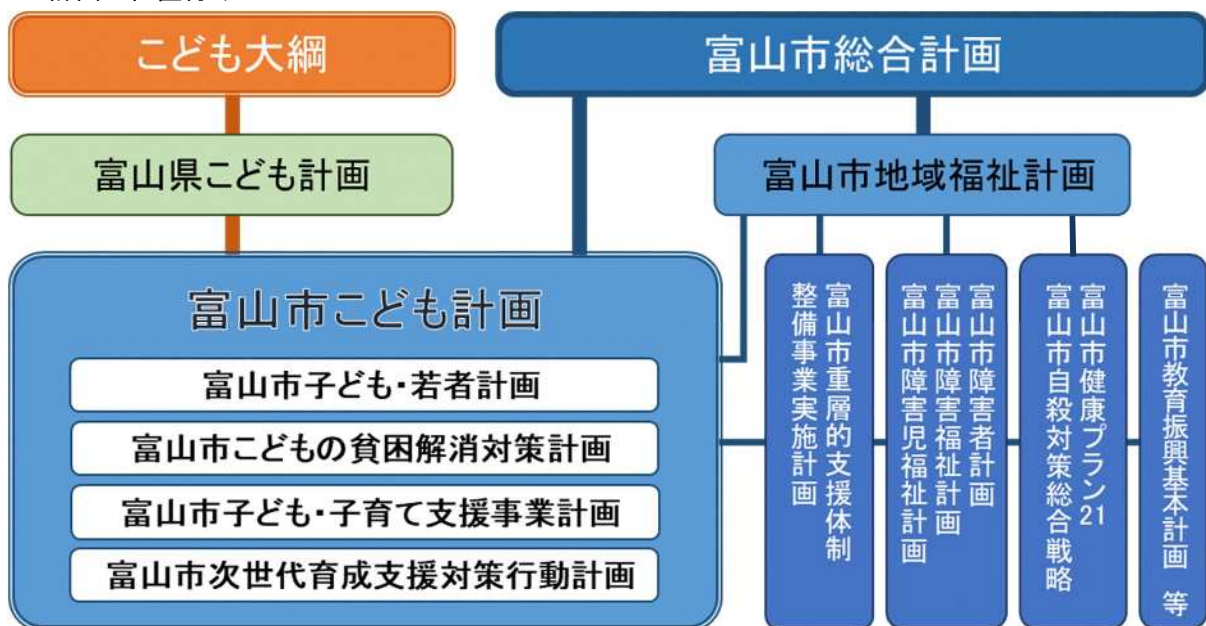
[こども支援課]

1 計画の位置付け及び計画期間

本計画は、「こども基本法」第10条第2項に定める「市町村こども計画」です。

本市において、この計画は、「子ども・若者育成支援推進法」第9条第2項に定める「市町村子ども・若者計画」及び「こどもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律」第10条第2項に定める「市町村計画」を含み、「子ども・子育て支援法」第61条第1項に定める「市町村子ども・子育て支援事業計画」及び「次世代育成支援対策推進法」第8条第1項に定める「市町村行動計画」と一体的に策定、推進します。

■ 計画の位置付け



■ 計画期間

令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度	令和 7 年度	令和 8 年度	令和 9 年度	令和 10 年度	令和 11 年度
第2期富山市子ども・子育て支援事業計画									
					富山市こども計画				

2 計画の施策体系、基本理念、基本目標と成果目標

(1) 施策体系

基本理念	基本目標	施 策 の 方 向
子育てに喜びや生きがいを感じる生活を社会全体が応援する環境づくり すべての子ども・若者の生きる権利と豊かな育ちが尊重される環境づくり	I 「こどもまんなか社会」の実現	1 社会全体で子どもや子育てを支え応援する 気運の醸成
	II 子ども・若者が権利 の主体であることの 共有	1 子ども・若者の権利についての理解啓発 2 子ども・若者の意見表明の機会確保 3 子ども・若者の権利侵害の防止 4 ジェンダー平等の推進
	III 子どもが健やかに 育つ環境づくり	1 母子保健サービスの充実 2 食育の推進 3 小児医療の充実 4 学校教育の充実 5 子どもの遊びや体験のための環境の整備 6 安全でやさしい「こどもまんなか」まちづくり 7 心とからだの健康づくり 8 子どもに対する相談体制の充実 9 不登校の子どもへの支援 10 いじめや不適切な指導の防止
	IV 若者が自分らしく 社会生活を送るための 環境づくり	1 高等教育の修学支援 2 就業支援と生活支援 3 若者やその家族に対する相談体制の充実
	V 子育て家庭への支援	1 保育サービス等の充実 2 家庭や地域における子育て環境の充実 3 子育て当事者に対する相談体制の充実 4 子育て情報の発信 5 雇用環境の整備
	VI 社会的養護が必要な 子どもや援助を要する 家庭への支援	1 要保護児童等への支援と児童虐待への対応 2 ひとり親家庭等への支援 3 障害のある児童や医療的ケア児等への支援 4 ヤングケアラーへの支援 5 子育てに対する経済的支援 6 子どもの貧困解消対策

（２）計画の基本理念

これまでの「富山市子ども・子育て支援事業計画」の基本理念を基本的に継承しながら、国、県と連携して「こどもまんなか社会」の実現をめざします。

☆すべての子ども・若者の生きる権利と豊かな育ちが尊重される環境づくり
☆子育てに喜びや生きがいを感じる生活を社会全体が応援する環境づくり

（３）計画の基本目標と成果目標

計画の基本理念に基づき、子どもや子育てに関する施策を推進していくため、次の６項目を基本目標として設定します。

基本目標Ⅰ 「こどもまんなか社会」の実現

子ども・若者が、自立した個人として、ひとしく健やかに成長することができ、その権利の擁護が図られ、身体的、精神的、社会的に将来にわたって幸福な生活を送ることができる「こどもまんなか社会」の実現に向け、子どもや若者にとって何が最も良いことかという視点を持ちながら各種施策に取り組むとともに、「こどもまんなか」について普及啓発に取り組み、社会全体で子ども・若者、子育てを支え、応援する気運の醸成を図ります。

評価指標	基準値 令和５年度	目標値 令和１１年度
企業・団体等が行う子どもや子育てにやさしい取組の市への報告件数	９件	５０件 （５年間の累計）

基本目標Ⅱ 子ども・若者が権利の主体であることの共有

子ども・若者の生きる権利が尊重される環境づくりに向け、「日本国憲法」、「こども基本法」及び「児童の権利に関する条約」（子どもの権利条約）の精神にのっとり、子ども・若者が自立した個人として、性別等にかかわらず、ひとしく尊重され、その権利の擁護が図られるよう、広く市民への啓発を行うとともに、子ども・若者の意見表明の機会の確保などに取り組めます。

評価指標	基準値 令和５年度	目標値 令和１１年度
出前講座や広報等による子ども・若者の権利に関する啓発活動の実施回数	—	５０回以上 （５年間の累計）
直接会って意見を聴いた子ども・若者の延べ人数	７５５人 （別に５,７２０人※１）	３,５００人以上 （５年間の累計）

※１ 「富山市子どもの生活実態調査」において実施（５年毎に実施）

基本目標Ⅲ 子どもが健やかに育つ環境づくり

子どもの豊かな育ちが尊重される環境づくりに向け、妊産婦や乳幼児の健康を守る母子保健や学童期・思春期から成人期に向けた保健・医療対策の充実のほか、学校教育の充実や不登校の子どもへの支援、いじめ、不適切な指導などの防止対策、子どもに対する相談体制の充実、子どもや子育て家庭が安心して遊びや体験ができる環境の整備などに取り組みます。

評価指標	基準値 令和5年度	目標値 令和11年度
妊娠・出産における保健師や助産師等からの指導・ケアについて満足している者の割合 ※2	91.8%	100%
将来の夢や目標をもつ中学生の割合 ※3	62.4%	
ホッとできる居場所がないと回答した子どもの割合 ※4	小学生：3.9% 中学生：4.5%	
児童生徒1,000人あたりの不登校児童生徒数 ※5	小学生：25.3人 中学生：65.6人	
いじめの解消率 ※5	小中学生：75.0%	

※2 出典「健やか親子21調査」（こども家庭庁）

※3 出典「全国学力・学習状況調査」（文部科学省）

※4 出典「富山市子どもの生活実態調査」

※5 出典「児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査」（文部科学省）

基本目標Ⅳ 若者が自分らしく社会生活を送るための環境づくり

若者が、自立した個人として、家庭の経済状況等にかかわらず、自ら希望する進路を選択し、進学や就職、転職、起業等が実現し、継続できるよう支援するとともに、就職や転職等を契機に富山市で暮らしたいと若者に思ってもらえるよう取り組みます。また、ニートやひきこもりの状態にあたり、進学や就職、人間関係等に悩みや不安を抱えていたりする若者やその家族に寄り添う相談体制の充実に取り組みます。

評価指標	基準値 令和5年度	目標値 令和11年度
大学と連携したUIJターン就職意識醸成事業の実施回数 ※6	3回	25回 (5年間の累計)
「これからも富山市に住み続けたい」と思う若者（29歳以下）の割合 ※7	68.7%	

※6 UIJターン就職意識醸成事業は、県内及び県外に在住する大学生を対象に、本市や市内企業に対する認知度を高め、UIJターン就職意識の醸成を図ることで、将来的な市内企業の人材確保につなげるための事業

※7 出典「富山市民意識調査」（令和5年度）

基本目標Ⅴ 子育て家庭への支援

子育てに喜びや生きがいを感じるような環境づくりに向け、すべての子どもとその家族が、多様で総合的な保育サービス等を受けられるよう、保育サービス等の量の確保に努めるとともに、サービスの質の向上を図ります。また、子育て当事者に対する相談体制の充実と子育て情報の発信などに取り組みます。

評価指標	基準値 令和5年度	目標値 令和11年度
保育の待機児童数 ※8	0人	0人
学童保育の待機児童数 ※9	36人	0人
子育てについて「楽しいと感じることの方が多く」と思う保護者の割合 ※10	就学前児童：63.0% 小学生：60.8%	
富山市「育さぽとやま」アクセス件数 ※11	35,148件 (令和5年)	40,000件以上 (令和11年)
主な保育者について「父母ともに」と回答した世帯の割合 ※10	就学前児童：63.6% 小学生：59.2%	

※8 出典「保育所等利用待機児童数調査」（こども家庭庁）

※9 出典「放課後児童健全育成事業の実施状況調査」（こども家庭庁）

※10 出典「富山市子ども・子育て支援事業に関するニーズ調査」

※11 「育さぽとやま」は富山市の子育て支援ウェブサイト

基本目標Ⅵ 社会的養護が必要な子どもや援助を要する家庭への支援

要保護児童やヤングケアラーなどへの支援に取り組むとともに、児童虐待の防止と子どもの貧困の解消に努めます。

また、育児等への困難さを抱えるひとり親家庭、障害がある子や医療的ケア児とその家族など、多様な家庭に対する支援に取り組みます。

評価指標	基準値 令和5年度	目標値 令和11年度
認定こども園等における医療的ケア児の利用人数	6人	30人以上 (5年間の累計)
全世帯における「もっとも収入の水準が低い世帯」の割合 ※12	小学生：7.2% 中学生：8.2%	
ひとり親家庭における「もっとも収入の水準が低い世帯」の割合 ※12	小学生：40.4% 中学生：38.4%	
過去1年間で食料が買えなかった経験があったと回答した保護者の割合 ※12	小学生：11.0% 中学生：12.4%	

※12 出典「富山市子どもの生活実態調査」

「もっとも収入の水準が低い世帯」は「等価世帯収入（世帯の収入を同居している家族人数の平方根で除した金額）の中央値の2分の1未満」の世帯

3 教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の見込量と確保方策

(1) 教育・保育提供区域の設定

「子ども・子育て支援法」に基づく基本指針においては、地理的条件、人口、交通事情等を総合的に勘案し、地域の実情に応じて、保護者や子どもが居宅より容易に移動することが可能な区域として、「教育・保育提供区域」を定めることとしています。

本市においては、市民の概ねの日常生活の範囲やこれまでの教育・保育施設の利用状況などの条件を総合的に勘案し、以下のとおり見直し、12区域とします。

■本市における教育・保育提供区域

前 期（11 区域）		今 期（12 区域）	
区域	地域	区域	地域
①中央	総曲輪、愛宕、安野屋、 八人町、五番町、清水町、 星井町、西田地方	①中央	総曲輪、愛宕、安野屋、 八人町、五番町、清水町、 星井町、西田地方、 <u>柳町、 堀川、奥田、奥田北、光陽</u>
②北部	<u>奥田、奥田北</u> 、岩瀬、萩浦、 大広田、浜黒崎、針原、豊田	②北部	岩瀬、萩浦、大広田、 浜黒崎、針原、豊田
		③和合	<u>四方、八幡、草島、倉垣</u>
③呉羽	呉羽、長岡、寒江、古沢 老田、池多	④呉羽	呉羽、長岡、寒江、古沢 老田、池多
④西部	桜谷、五福、神明、 <u>四方、八幡、草島、倉垣</u>	⑤西部	桜谷、五福、神明
⑤南部	<u>堀川、堀川南、太田、蜷川、 新保、熊野、月岡、光陽</u>	⑥南部	堀川南、蜷川、新保、熊野、 月岡
⑥東部	柳町、東部、広田、新庄、 藤ノ木、山室、山室中部、 新庄北	⑦東部	東部、広田、新庄、藤ノ木、 山室、山室中部、新庄北、 <u>太田</u>
⑦水橋	水橋中部、水橋西部、 水橋東部、三郷、上条	⑧水橋	水橋中部、水橋西部、 水橋東部、三郷、上条
⑧大沢野 ・細入	大沢野、細入	⑨大沢野 ・細入	大沢野、細入
⑨大山	大山	⑩大山	大山
⑩八尾 ・山田	八尾、山田	⑪八尾 ・山田	八尾、山田
⑪婦中	婦中	⑫婦中	婦中

(2) 教育・保育事業の見込量と確保方策

■教育・保育事業（幼稚園、保育所、認定こども園等）の量の見込みと確保方策

（市域全体、年度末時点）

【単位】人

	認定区分		1号	2号		3号		
				学校教育 を希望	左記以外	0歳	1歳	2歳
令和 7 年度	①量の見込み		1,192	279	6,726	1,029	1,802	1,933
	② 確保 方策	特定教育・保育施設	2,613		7,643	886	1,894	2,030
		地域型保育事業				69	86	93
		企業主導型保育事業			23	32	35	36
		認可外保育施設			235	61	102	109
	※定員適正化後（②－①）		1,142		1,175	196	694	741
令和 8 年度	①量の見込み		1,148	270	6,486	1,022	1,785	1,792
	② 確保 方策	特定教育・保育施設	2,613		7,643	886	1,894	2,030
		地域型保育事業				69	86	93
		企業主導型保育事業			23	32	35	36
		認可外保育施設			235	61	102	109
	※定員適正化後（②－①）		1,195		1,415	203	711	882
令和 9 年度	①量の見込み		1,089	255	6,150	1,012	1,770	1,775
	② 確保 方策	特定教育・保育施設	2,613		7,648	891	1,899	2,035
		地域型保育事業				69	86	93
		企業主導型保育事業			23	32	35	36
		認可外保育施設			235	61	102	109
	※定員適正化後（②－①）		1,269		1,756	219	732	905
令和 10 年度	①量の見込み		1,038	244	5,878	1,008	1,756	1,761
	② 確保 方策	特定教育・保育施設	2,623		7,648	892	1,901	2,037
		地域型保育事業				69	86	93
		企業主導型保育事業			23	32	35	36
		認可外保育施設			235	61	102	109
	※定員適正化後（②－①）		1,341		2,028	224	748	921
令和 11 年度	①量の見込み		1,014	237	5,689	1,002	1,754	1,747
	② 確保 方策	特定教育・保育施設	2,623		7,648	892	1,901	2,037
		地域型保育事業				69	86	93
		企業主導型保育事業			23	32	35	36
		認可外保育施設			235	61	102	109
	※定員適正化後（②－①）		1,372		2,217	230	750	935

※市域全体の表は、地域区分別の数値の合計値を記載しています。

※定員適正化により特定教育・保育施設の3号枠の定員を2割増して計算した数値。

※

認定区分	対 象
1号認定	満3歳以上で、教育利用（幼稚園等の利用）
2号認定	満3歳以上で、保育利用（保育所等の利用）
3号認定	満3歳未満で、保育利用（保育所等の利用）

(3) 地域子ども・子育て支援事業の見込量と確保方策

①地域子ども・子育て支援事業について

No	位置付け		対象児童 年齢
	対象事業	本市事業名	
1	V-1 保育サービス等の充実		0～5歳
	利用者支援事業	利用者支援事業	1～6年生
2	V-1 保育サービス等の充実		0～5歳
	時間外保育事業	延長保育事業	
3	V-2 家庭や地域における子育て環境の充実		1～6年生
	放課後児童健全育成事業	子ども会、放課後児童クラブ	
4	V-1 保育サービス等の充実		0～18歳
	子育て短期支援事業 (ショートステイ)	短期入所生活援助事業 (ショートステイ)	
5	Ⅲ-1 母子保健サービスの充実		0歳
	乳児家庭全戸訪問事業	こんにちは赤ちゃん事業	
6	Ⅲ-1 母子保健サービスの充実		0～18歳
	養育支援訪問事業	産前産後・養育支援訪問事業	
7	Ⅵ-1 要保護児童やヤングケアラー等の支援		0～18歳
	要保護児童等支援事業	子育て世帯訪問支援事業	
8	V-3 子育て当事者に対する相談体制の充実		0～5歳
	地域子育て支援拠点事業	子育て支援センター	
9	V-1 保育サービス等の充実		3～5歳
	一時預かり事業	一時預かり事業（幼稚園型）	0～5歳
		その他	一時預かり保育事業、ファミリー・サポート・センター事業、トワイライトステイ
10	V-1 保育サービス等の充実		0～5歳
	病児保育事業	病児・病後児保育事業	1～6年生
11	V-1 保育サービス等の充実		0～5歳
	子育て援助活動支援事業	ファミリー・サポート・センター事業	1～6年生
12	Ⅲ-1 母子保健サービスの充実		
	妊婦に対する健康診査事業	妊婦一般・歯科健康診査事業	
13	Ⅲ-1 母子保健サービスの充実		0～1歳
	産後ケア事業	産後ケア事業	
14	Ⅵ-4 子育てに対する経済的支援		
	実費徴収に係る補足給付を行う事業	（該当施設なし）	
15	V-1 保育サービス等の充実		
	多様な主体が参画することを促進するための事業	（該当事業なし）	

②見込量と確保方策（抜粋）

■子ども会及び放課後児童クラブの量の見込みと確保方策

単位：人または人／か所

区域	項目	令和7年度		令和8年度		令和9年度		令和10年度		令和11年度	
		子ども会	放課後児童クラブ	子ども会	放課後児童クラブ	子ども会	放課後児童クラブ	子ども会	放課後児童クラブ	子ども会	放課後児童クラブ
市域全体 (合計)	量の見込み	6,126		5,942		5,772		5,577		5,368	
	確保方策	2,130/62	3,095/75	2,124/59	3,195/77	2,124/59	3,600/86	2,111/58	3,645/87	2,111/58	3,645/87
		5,225/137		5,319/136		5,724/145		5,756/145		5,756/145	
①中央	量の見込み	1,132		1,107		1,087		1,049		1,006	
	確保方策	270/8	655/14	270/8	710/15	270/8	755/16	270/8	755/16	270/8	755/16
		925/22		980/23		1,025/24		1,025/24		1,025/24	
②北部	量の見込み	553		539		527		533		527	
	確保方策	198/6	240/6	198/6	240/6	198/6	285/7	198/6	330/8	198/6	330/8
		438/12		438/12		483/13		528/14		528/14	
③和合	量の見込み	129		128		121		113		113	
	確保方策	63/4	35/1	63/4	35/1	63/4	80/2	63/4	80/2	63/4	80/2
		98/5		98/5		143/6		143/6		143/6	
④呉羽	量の見込み	326		321		307		290		281	
	確保方策	166/6	111/3	166/6	111/3	166/6	156/4	166/6	156/4	166/6	156/4
		277/9		277/9		322/10		322/10		322/10	
⑤西部	量の見込み	272		274		272		269		254	
	確保方策	108/3	85/2	108/3	130/3	108/3	175/4	108/3	175/4	108/3	175/4
		193/5		238/6		283/7		283/7		283/7	
⑥南部	量の見込み	839		799		751		735		698	
	確保方策	204/5	459/11	204/5	459/11	204/5	504/12	204/5	504/12	204/5	504/12
		663/16		663/16		708/17		708/17		708/17	
⑦東部	量の見込み	1,390		1,359		1,335		1,289		1,252	
	確保方策	403/8	835/19	403/8	835/19	403/8	880/20	403/8	880/20	403/8	880/20
		1,238/27		1,238/27		1,283/28		1,283/28		1,283/28	
⑧水橋	量の見込み	162		158		154		154		143	
	確保方策	129/5	15/1	123/2	15/1	123/2	60/2	123/2	60/2	123/2	60/2
		144/6		138/3		183/4		183/4		183/4	
⑨大沢野 ・細入	量の見込み	280		273		273		260		263	
	確保方策	98/4	155/4	98/4	155/4	98/4	200/5	98/4	200/5	98/4	200/5
		253/8		253/8		298/9		298/9		298/9	
⑩大山	量の見込み	99		90		81		72		65	
	確保方策	90/3	0/0	90/3	0/0	90/3	0/0	90/3	0/0	90/3	0/0
		90/3		90/3		90/3		90/3		90/3	
⑪八尾 ・山田	量の見込み	257		243		220		200		178	
	確保方策	212/5	80/2	212/5	80/2	212/5	80/2	199/4	80/2	199/4	80/2
		292/7		292/7		292/7		279/6		279/6	
⑫婦中	量の見込み	687		651		644		613		588	
	確保方策	189/5	425/12	189/5	425/12	189/5	425/12	189/5	425/12	189/5	425/12
		614/17		614/17		614/17		614/17		614/17	

※確保方策には地域ミニ放課後児童クラブ事業を含む。

■子育て支援センター事業（子育てに関する相談・援助、子育て親子の交流の促進、子育て等に関するサークル、講座・セミナー等を行う）の量の見込みと確保方策

単位：「量の見込み」人日、「確保方策」か所、「利用実績」人日

区 域	項 目	令和 7 年度	令和 8 年度	令和 9 年度	令和10年度	令和11年度
市域全体 (合計)	量の見込み	17,277	16,773	16,663	16,591	16,527
	確保方策	16	16	17	17	17
	令和 5 年度利用実績	159,246				
①中央	量の見込み	3,575	3,518	3,490	3,474	3,471
	確保方策	3	3	3	3	3
	令和 5 年度利用実績	53,752				
②北部	量の見込み	1,506	1,383	1,383	1,383	1,383
	確保方策	1	1	1	1	1
	令和 5 年度利用実績	4,795				
③和合	量の見込み	219	213	211	208	205
	確保方策	※ (1)	(1)	(1)	(1)	(1)
	令和 5 年度利用実績	(4,389)				
④呉羽	量の見込み	614	596	588	582	574
	確保方策	1	1	1	1	1
	令和 5 年度利用実績	3,687				
⑤西部	量の見込み	983	1,018	1,018	1,018	1,018
	確保方策	1	1	1	1	1
	令和 5 年度利用実績	4,389				
⑥南部	量の見込み	2,336	2,257	2,237	2,222	2,210
	確保方策	2	2	2	2	2
	令和 5 年度利用実績	13,677				
⑦東部	量の見込み	5,313	5,175	5,153	5,142	5,125
	確保方策	2	2	3	3	3
	令和 5 年度利用実績	23,794				
⑧水橋	量の見込み	501	520	520	520	520
	確保方策	1	1	1	1	1
	令和 5 年度利用実績	16,830				
⑨大沢野 ・細入	量の見込み	553	531	523	514	505
	確保方策	1	1	1	1	1
	令和 5 年度利用実績	4,794				
⑩大山	量の見込み	198	198	198	198	198
	確保方策	1	1	1	1	1
	令和 5 年度利用実績	7,403				
⑪八尾 ・山田	量の見込み	174	169	164	161	157
	確保方策	1	1	1	1	1
	令和 5 年度利用実績	4,055				
⑫婦中	量の見込み	1,305	1,195	1,178	1,169	1,161
	確保方策	2	2	2	2	2
	令和 5 年度利用実績	22,070				

※和合区域については、引き続き、西部区域とあわせて 1 か所を確保する。

量の見込みの対象は 0 ～ 2 歳児、利用実績の対象は未就学児。

■病児・病後児保育事業の量の見込みと確保方策

単位：「量の見込み」人日、「確保方策」人日／か所

区 域	項 目	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
市域全域 (合計)	量の見込み	20,800	21,200	21,600	22,000	22,400
	確保方策	22,130	22,280	22,680	22,830	22,830
	病児・病後児対応型	12	12	13	13	13
	体調不良児対応型	61	62	62	63	63
①中央	量の見込み	4,549	4,637	4,726	4,814	4,900
	確保方策	4,900	4,900	4,900	4,900	4,900
	病児・病後児対応型	3	3	3	3	3
	体調不良児対応型	16	16	16	16	16
②北部	量の見込み	1,278	1,302	1,327	1,351	1,376
	確保方策	1,380	1,380	1,380	1,380	1,380
	病児・病後児対応型	0	0	0	0	0
	体調不良児対応型	5	5	5	5	5
③和合	量の見込み	896	913	930	947	964
	確保方策	970	970	970	970	970
	病児・病後児対応型	0	0	0	0	0
	体調不良児対応型	2	2	2	2	2
④呉羽	量の見込み	1,249	1,273	1,297	1,321	1,345
	確保方策	1,250	1,400	1,400	1,400	1,400
	病児・病後児対応型	1	1	1	1	1
	体調不良児対応型	1	2	2	2	2
⑤西部	量の見込み	565	575	586	597	608
	確保方策	610	610	610	610	610
	病児・病後児対応型	2	2	2	2	2
	体調不良児対応型	3	3	3	3	3
⑥南部	量の見込み	1,525	1,554	1,583	1,613	1,642
	確保方策	1,630	1,630	1,630	1,780	1,780
	病児・病後児対応型	1	1	1	1	1
	体調不良児対応型	6	6	6	7	7
⑦東部	量の見込み	5,395	5,500	5,604	5,707	5,811
	確保方策	5,850	5,850	5,850	5,850	5,850
	病児・病後児対応型	3	3	3	3	3
	体調不良児対応型	11	11	11	11	11
⑧水橋	量の見込み	114	116	118	120	122
	確保方策	130	130	130	130	130
	病児・病後児対応型	0	0	0	0	0
	体調不良児対応型	2	2	2	2	2
⑨大沢野 ・細入	量の見込み	406	414	421	429	437
	確保方策	430	430	430	430	430
	病児・病後児対応型	0	0	0	0	0
	体調不良児対応型	3	3	3	3	3
⑩大山	量の見込み	246	251	255	260	265
	確保方策	270	270	270	270	270
	病児・病後児対応型	0	0	0	0	0
	体調不良児対応型	2	2	2	2	2
⑪八尾 ・山田	量の見込み	402	409	417	425	433
	確保方策	410	410	410	410	410
	病児・病後児対応型	0	0	0	0	0
	体調不良児対応型	3	3	3	3	3
⑫婦中	量の見込み	4,175	4,256	4,336	4,416	4,497
	確保方策	4,300	4,300	4,700	4,700	4,700
	病児・病後児対応型	2	2	3	3	3
	体調不良児対応型	7	7	7	7	7

※病児・病後児対応型

病気や病気回復期のため保育所等において集団保育が困難な児童を、保護者の勤務などの都合で家庭で保育できない場合に、預かるもの。

※体調不良児対応型

保育所等での保育中に、急に児童の体調が悪くなり集団保育が困難となった児童を、保護者が迎えに来るまでの間、預かるもの。